

第三次滋賀県廃棄物処理計画（素案）

目次・構成項目	記載内容	図表等	(参考) 国の基本方針(改定案) での記載概要
第1章 計画の位置づけと関連事項の動向			
第1 計画の位置づけ等			
1. 計画の位置づけ	廃棄物処理法第5条の5に基づく、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する法定計画である。 環境全般を網羅する環境総合計画の下位に位置し、廃棄物分野に特化して記載。	・関連計画との関係	(策定根拠) 廃棄物処理法 第5条の2
2. 計画期間	平成23年度～平成27年度(5年間)		平成22年 月改定
3. 計画の対象とする廃棄物	全ての廃棄物	・廃棄物の種類	
第2 近年の廃棄物の3R政策を巡る動向	<p>第二次県廃棄物処理計画の策定(平成18年6月)以降の関連する主な動きについては、国において第二次循環形成推進基本計画の策定(平成20年3月)や廃棄物処理法の改正(平成22年5月)、同法に基づく基本方針の改正(平成22年 月)が行われ、低炭素社会との取組統合等による循環型社会の形成を一層推進することや、適正処理対策の一層の強化等が図られた。</p> <p>また、県においては、監視指導の徹底を図る「滋賀県産業廃棄物適正処理推進要綱」(以下、「県適正処理推進要綱」という)の策定(平成21年2月)や、県の環境行政の基本計画である「第三次滋賀県環境総合計画」の策定(平成21年12月)を行っている。</p> <p>中でも、第三次滋賀県環境総合計画においては、「持続可能な滋賀社会づくり」を目指すべき将来の姿と位置づけ、健全な県土の保全と良好な生活環境の確保に向けた施策を基礎としながら、地球温暖化問題に対応する「低炭素社会づくり」、資源の消費を抑制し環境への負荷を低減する「循環型社会づくり」、生態系が維持・回復され、自然と人間が共生する「自然共生社会づくり」の3つの側面から取り組むこととしている。</p> <p>廃棄物の3R(発生抑制、再使用、再生利用)などの資源循環の取組については、この中の「循環型社会づくり」に該当する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の動向の年表 ・持続可能な滋賀社会のイメージ ・3R取組と地球環境問題への対応の関係 ・3R取組の優先順位の意義 	

第2章 廃棄物の排出や処理の状況、将来見込み、課題		
第1 廃棄物の排出や処理の状況		
<p>1. 一般廃棄物</p>	<p>総排出量、1人1日あたりの排出量（排出原単位）ともに横ばいから平成20年度では減少傾向に転じており、再生利用率は横ばいとなっている。（排出原単位は、全国47都道府県中第9位で少ない）</p> <p>市町での容器包装リサイクル法等による分別回収が進んできており、資源化量の更なる増量の余地は小さくなりつつある。なお、平成15年度から平成20年度にかけてごみの総排出量が約7%減少する中、資源ごみとして排出されたペットボトルの量は1.2倍に増加しており、大量消費、大量リサイクルの構造となっている。</p> <p>焼却されるごみの内容からは、紙類の分別の徹底による資源化量の増加の余地が認められる。市町の焼却施設は運転期間が長期にわたる施設が多くなってきており、また、発電による熱利用は全国都道府県中45位（平成20年度）と進んでいない。</p> <p>最終処分量の約5割は大阪湾フェニックス事業に依存している。</p> <p>下水道の進捗とともにし尿処理プラントの処理量は減少傾向にあり、処理量に占める浄化槽汚泥の量がし尿を上回っている。</p> <p>散在性ごみの量は減少傾向にある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総排出量の推移 ・処理の加- ・資源化量の推移 ・焼却ごみの組成 ・処理施設概要 ・都道府県別焼却施設発電電力量 ・し尿処理量の推移 ・散在性ごみ量の推移等 <p>二の1 処理の現状 （平成19年度実績） 排出量 51百万t 再生利用量 10.3百万t 中間処理による減量 34百万t 最終処分量 6.4百万t</p>
<p>2. 産業廃棄物</p>	<p>総排出量は、横ばいから平成20年度には減少に転じ、再生利用率は横ばいが続いている。</p> <p>県内の許可業者数は、収集運搬業は増加し、処分業はほぼ横ばいである。</p> <p>処理施設の合計能力では、焼却施設が減少する一方、廃プラスチック類の破碎施設は増加し、燃料化等の資源化処理が進行しているものとみられる。</p> <p>公共関与による最終処分場では、(財)大津市産業廃棄物処理公社は平成20年度に操業を停止した。一方、(財)滋賀県環境事業公社が管理型最終処分場を整備し、平成20年10月より供用開始している。</p> <p>県内の電子マニフェストの普及率は17%（平成20年度）である。</p> <p>新たに発覚する不法投棄等（不適正保管、不法投棄、野焼き）の件数は、年々減少傾向にあるものの撲滅には至っていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総排出量の推移 ・処理の加- ・品目別処理の状況 ・許可業者 ・処理施設合計能力の推移 ・不法投棄等件数推移 ・電子マニフェストの交付割合等 <p>二の1 処理の現状 （平成19年度実績） 排出量 419百万t 再生利用量 219百万t 中間処理による減量 180百万t 最終処分量 20百万t</p>

第2 第二次計画目標値の達成状況

1. 一般廃棄物

平成 20 年度において、「総排出量」、「1 人 1 日あたりの排出量」は既に目標を達成したが、「総資源化量」、「再生利用率」、「単純処理された量」は目標まで至っておらず、現状で推移すれば達成は難しいと推測される。

総資源化量や再生利用率については、総排出量そのものが減量し資源化されるごみも減量していることなどが一因と考えられる。また、単純処理された量については、想定していた市町の発電等熱利用施設を備えた焼却施設の更新が遅れていることなどが原因である。

なお、最終処分量については目標を達成する見込みである。

目標項目		目標値 平成22年度	実績値			進捗状況
			平成18年度 (始期)	平成19年度	平成20年度	
総排出量	万t	47	47.6	46.5	44.6	達成
1人1日あたりのごみの排出量	g/人・日	900	948	922	880	達成
総資源化量	万t	12	9.7	9.8	9.4	未達成
再生利用率(リサイクル率)	%	26	19.2	19.9	19.8	未達成
最終処分量	万t	5	6.7	6.1	5.6	未達成
単純処理された量	万t	21	36.7	32.4	31.6	未達成

旧定義で設定；総排出量（旧定義） = 計画収集量 + 直接搬入量 + 自家処理量

1人1日あたりのごみの排出量 = 総排出量（旧定義） ÷ 人口 ÷ 年日数

生活排水を処理する下水道や浄化槽等の施設の整備率を表す「汚水処理施設整備率」は、目標値 100 % に対して 97.8 %（平成 21 年度末）となっており、引き続き汚水処理施設整備構想により計画的に整備を図っていく必要がある。

・目標設定
概念図

2. 産業廃棄物

平成 20 年度において、「総排出量」、「発生量」、「最終処分量」は既に目標を達成したが、「再生利用量」、「再生利用率」、「資源化されない量」は目標まで至っておらず、達成は困難と推測される。

再生利用については、脱水後の廃棄物量をベースに再生利用率を見ると 89 % にまで及んでおり、かつ横ばいで推移していることから、資源化は限界に近づきつつある状況と考えられる。

・目標設定
概念図
・実質的な
再生利用率
の推移

目標項目	単位	目標値 平成22年度	実績値			進捗状況
			平成18年度 (始期)	平成19年度	平成20年度	
総排出量	万t	403	403.8	404.3	389.1	達成
発生量	万t	233	235	234	226	達成
再生利用量	万t	200	184.0	184.9	179.1	未達成
再生利用率	%	50	45.6	45.7	46.0	未達成
資源化されない量	万t	20	24	25	24	未達成
最終処分量	万t	13	10.3	10.3	11.2	達成

第3 排出量等の将来見込み

1. 一般廃棄物

推計の考え方
 総排出量の見込み(平成27年度) = 生活系ごみ量の見込み + 事業系ごみ量の見込み
 生活系ごみ量の見込み = 平成19・20年度の排出原単位平均値 × 平成27年度推計人口
 事業系ごみ量の見込み = 平成19・20年度の排出量平均値 × 年0.5%成長(H23 ~ H27)
 処理量の見込み
 再生利用量 = 総排出量の見込み × 平成19・20年度の総排出量に占める
 再生利用量の割合の平均値
 減量 = " × " 減量 "
 最終処分量 = " × " 最終処分量 "

将来見込み量(平成27年度)は、総排出量は49.0万t、
 処理量は再生利用量9.7万t、最終処分量5.9万t、減量33.4万t
 この試算の結果、平成27年度の排出量や処理量の見込み量は平成19年度当時の量であり、
 大幅な増量は認められない。

・総排出量
の将来見込み
 ・処理量の
将来見込み

2. 産業廃棄物

推計の考え方
 総排出量の見込み(平成27年度) = 農業(横ばい) + 水道業(上水や下水処理場の汚泥発生の
 伸び推計) + 建設業・製造業・その他業種(年0.5%成長(H23 ~ H27))
 処理量の見込み
 再生利用量 = (総排出量の見込みにおける各品目量 × 各品目の平成20年度の総排出量に
 占める再生利用量の割合)の合計
 減量 = " × " 減量 "
 最終処分量 = " × " 最終処分量 "

将来見込み量(平成27年度)は、総排出量は401万t、
 処理量の合計量は再生利用量184万t、最終処分量10万t、減量206万t
 この試算の結果、平成27年度の排出量や処理量の見込み量は近年の排出量や処理量と比較
 して大幅な増量は認められない。

・総排出量
の将来見込み
 ・処理量の
将来見込み

第4 課題		
1 . 一般廃棄物	<p>総排出量は減少傾向にあるものの、資源ごみとして排出されたペットボトルでは増加しており、大量消費、大量リサイクルの構造となっており、リサイクルよりも環境負荷抑制の効果が大きい排出抑制や再使用の取組の推進が求められる。</p> <p>リサイクル率は、容器包装の分別収集を拡大する取組が一段落し、上昇傾向から横ばいに転じている。ごみの排出量も減少するなかで増加する余地は少なくなりつつあるが、焼却ごみの雑紙をさらに古紙回収に回すなどの分別の徹底の余地は残っており、この改善が求められる。</p> <p>市町焼却施設での熱利用（サーマルリサイクル）は、焼却ごみ量あたりの発電量で見ると平成 20 年度で全国 47 都道府県中第 45 位となっており、熱利用の促進が求められる。</p> <p>天然資源の枯渇や温暖化などの地球環境問題への対策にも通じる 3 R の取組を、各主体において自らの問題として行動に繋げるため、市町処理における 3 R の状況や効果などの解りやすい情報の発信が求められる。</p> <p>湖辺等での散在性ごみについては、近年その量は減少傾向にあるものの、今後とも、ポイ捨てさせない効果的な取組が求められる。</p>	<p>ー 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法の数次にわたる改正やリサイクル諸法の制定等による相当程度の効果はあったものの、今なお廃棄物の排出量は高水準で推移 ・ 不法投棄等は改善傾向が見られるものの未だ撲滅には至っていない ・ 世界的な資源制約の顕在化 ・ 地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応も急務
2 . 産業廃棄物	<p>脱水後の廃棄物量を基準とした実質的な再生利用率は、平成 16 年度から 9 割程度と高いレベルにあり循環利用が進んでおり、こうした状況から、さらなる再生利用率の促進は、かえってエネルギー利用量の増加を招く可能性もある。また、資源化利用には市況の変化が影響するので、このことにも配慮した円滑な資源循環のための対応が求められる。</p> <p>環境負荷のさらなる抑制に向けたこれらの対応については、その考え方などの解りやすい情報の発信が求められる。</p> <p>処理に対する安心・信頼を確保するため、今後とも処理事業者等の監視・指導の徹底が必要である。また、事業者に対する法制度等を周知するとともに、排出事業者や処理業者の優良化の推進が求められる。</p> <p>不法投棄等の件数は、年々減少傾向にあるが、撲滅には至っておらず、今後とも、監視体制の強化による未然防止対策や、迅速かつ厳正な対応による是正措置対策が求められる。</p>	

<p>第3章 計画の基本方針と目標</p>		
<p>第1 基本方針</p>	<p>前章の課題に向けて、今後の必要な取組の方向性として、「より環境への負荷が少ない処理の優先順位に即した3R取組の推進」と「適正処理の確保の徹底」が求められる。</p> <p>よって、次のとおり本計画の推進にあたっての今後の方向性と、その方向性に即した取組を主要なテーマ毎に実効的に進めるための次の3つの基本方針を設定する。</p> <p>循環型社会形成推進基本法第5条から第7条で規定される、排出抑制>再使用>再生利用>熱利用>適正処分</p> <p><今後の方向性 ; 「持続可能な滋賀社会づくりを進める 3R取組のステップアップ」></p> <p style="text-align: center;">< 3つの基本方針 ></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日常生活や事業活動を省資源・循環型にさらに転換し、まず廃棄物の排出抑制を図る3R取組を促進する。 2. 循環型社会と低炭素社会への取組の統合を図る。 3. 循環型社会を支える廃棄物の適正処理の徹底を図る。 </div>	<p>一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法やリサイクル諸法等に基づく制度の適切な実施 ・ 天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会への転換を、さらに進めていく必要がある ・ 循環形成基本法に定められた基本原則に則り、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止等に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制や適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする

第2 計画の目標

これら3つの基本方針について、計画の目標年度である平成27年度での取組の目標を次のとおり設定する。

3つの「基本方針」に対する取組の平成27年度の目標

1. 買い物時のマイバッグ持参率が80%
「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」に参加するスーパーマーケットの食料品売り場における割合、平成21年度；50%

グリーン購入推進団体の会員を通じた消費者に対する普及啓発およびその活動実績の情報発信を実施

一般廃棄物について、県民による3R取組が一層ステップアップするよう、県や市町において廃棄物の処理やリサイクルなど3Rの状況に関する情報を提供するとともに、市町や減量推進員等の活動における情報の利用を図る

産業廃棄物について、処理に伴う環境負荷の低減を促進するために、処理の状況や先進事例等の情報を整理・提供するとともに、事業者団体との定期的な情報交換等を実施
2. 全ての市町ごみ焼却施設の更新計画において、低炭素社会に資する発電等熱利用の計画を設定
3. 県許可に係る全ての廃棄物の処理施設や処分業者への毎年度の立入検査を行う

県内で交付される産業廃棄物管理票(マニフェスト)の電子マニフェスト利用率が50%
平成20年度；17%

定点観測による散在性ごみ個数を平成22年度より10%削減
(平成21年度；13個)

産業廃棄物の不法投棄等の発生年度内における解決率が80%
平成21年度；80.3%

< 排出量等の減量目標値の設定について >

廃棄物の3R取組の進捗を把握するため、次の項目を指標として設定し、毎年度の進捗を公表する。
 また、目標値の設定にあたっては、近年は一般廃棄物、産業廃棄物ともに排出量が減少傾向にあるうえ、特に産業廃棄物では資源化の限界が見られること、さらに今後の景気の動向など社会情勢の変化にも影響を受ける指標もあることから、従来の目標値を次のとおり達成すべき目標値と重点指標値に区分する。

< 達成すべき目標値 >

< 一般廃棄物 >	実績値				目標値
	平成12年度	平成16年度	平成19年度	平成20年度	平成27年度
1人1日当たりの排出量(g/人・日) 1	1,038	1,007	977	938	910
1人1日当たりの最終処分量(g/人・日)	187	144	120	110	95

< 産業廃棄物 >	実績値				目標値
	平成12年度	平成16年度	平成19年度	平成20年度	平成27年度
有効利用率(%) 2	78%	87%	89%	89%	88%
最終処分量(万t)	28.6	14.6	10.3	11.2	9.5

< 重点指標値 >

< 一般廃棄物 >	実績値				将来値
	平成12年度	平成16年度	平成19年度	平成20年度	平成27年度
総排出量(万t) 3	50.5	50.0	49.3	47.5	46.3
総資源化量(万t)	7.0	9.3	9.8	9.4	11.5
再生利用率(%)	13.9%	18.6%	19.9%	19.8%	25%
最終処分量(万t)	9.1	7.2	6.1	5.6	4.8
資源化されない量(万t) 4	43	39	32	32	28.8

< 産業廃棄物 >	実績値				将来値
	平成12年度	平成16年度	平成19年度	平成20年度	平成27年度
総排出量(万t)	384	401	404	389	394
発生量(万t) 5	224	236	234	226	231
総資源化量(万t)	166	191	185	179	181
再生利用率(%)	43%	48%	46%	46%	46%
資源化されない量(万t) 4	50	32	25	24	27

- 1 1人1日あたりの排出量 = 総排出量 ÷ 人口 ÷ 年日数
- 2 有効利用率 = 有効利用された量 ÷ 発生量 × 100% (脱水後を基準とした実質的な再生利用率)
- 3 総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量
- 4 資源化されない量 = 発生量 - 有効利用された量
- 5 排出事業所での汚泥脱水後でみた総排出量

二の二 廃棄物の減量化の目標値(平成27年度)

(一般廃棄物)
 平成19年度に比して、
 排出量 -5%
 再生利用量 20 25%
 最終処分量 -22%

(産業廃棄物)
 平成19年度に比して、
 排出量 +1%
 再生利用量 52 53%
 最終処分量 -12%

第4章 計画の推進に向けた取組		
第1 3 R 推進の取組	<p>第3章に掲げた目標の達成その他循環型社会の進展に向け、県は次の各取組により本計画を推進する。</p> <p>事業者や関係団体、市町と連携して、レジ袋をはじめとする容器包装の削減の取組を進める。 グリーン購入推進団体を支援し、県民や事業者の啓発活動等をおしてグリーン購入の拡大を図る。また、グリーン購入の自らの率先行動を今後とも進める。 3 R 取組のステップアップを進めるため、資源化の状況や先進事例などの情報の「見える化」を、市町等関係機関と連携して進める。 市町への技術的助言を通じて、一般廃棄物の熱利用の推進など3 R を促進する。 各種リサイクル法の適正な運用を進める。 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画書の作成への助言や計画書の公表をおし、自主的な産業廃棄物の減量を推進する。 3 R 取組のステップアップを進めるため、リサイクル製品の認定制度などの充実を図る。</p>	<p>三 施策推進の基本的事項 三の1 ・廃棄物処理法やリサイクル諸法の各主体の適切な役割分担による円滑実施 三の2 ・市町村は、一廃の排出抑制の普及啓発や情報提供により住民の自主的な取組を促進、一廃の適正な循環的利用、適正な中間処理と最終処分を確保、循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえての広域的な取組、処理事業に係るコストの分析等から社会経済的な効率化、排出量に応じた負担の公平化と住民の意識改革を進めるための処理の有料化の推進、処理システムの変更時の住民や事業者への説明 ・都道府県は、市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言、事業者への産廃減量等の助言提案、産廃処理に係る必要な指導監督・厳格な法の執行、必要となる公共関与による処理施設整備の取組</p>
第2 適正処理の推進の取組		
1 廃棄物処理への監視指導や事業者の優良化の取組	<p>県適正処理推進要綱に基づき、処理施設の設置に当たっての事前協議や立入検査を適確に実施する。また、不適正処理事案発生時には、迅速な指導や法令に基づく改善命令等の厳格な対応を行う。 PCB 特別措置法に基づき、PCB 廃棄物の保管事業者に対して適正保管の指導を行うとともに、日本環境安全事業(株)による無害化処理が円滑に進むように、関係者への情報の周知を図る。 排出事業者や処理業者の優良化を進めるため、廃棄物処理法の周知徹底や電子マニフェストの普及を図る講習会等を開催する。</p>	
2 適正処理の体制確保に向けた取組	<p>a) 一般廃棄物の適正な処理を確保するための体制等 焼却施設における発電等の熱利用施設の導入その他処理の効率化に向け、県一般廃棄物処理広域化計画に基づく広域的な処理体制の整備に向けた情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて市町間の調整に努める。 ごみ処理事業が社会経済的に効率的な事業となるよう、国が作成した廃棄物会計基準の活用等に関する情報提供や助言を行う。 処理施設等の整備に当たって、循環型社会形成推進地域計画の策定や国の同交付金事務に関する助言を行う。 県内における一般廃棄物の適正処理を行うために、今後とも、関係府県や市町との連携・協力のもとに大阪湾フェニックス計画を推進する。 生活排水の適正処理を図るために、引き続き、県污水处理施設整備構想による計画的な下水道や浄化槽の施設整備を進める。</p>	<p>三の3の(1) ・市町村は、一般廃棄物の発生量及び質に即して適切な処理ができる体制を整備 ・低炭素社会との統合の観点も踏まえ、最適の方法を選択</p>

	<p>b) 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項 排出事業者や処理業者において、安全かつ信頼性の高い処理施設の整備が図られるよう、廃棄物処理法の適確な施行を図るとともに、県適正処理推進要綱に基づき適切な指導を行う。 公共関与により設置した管理型最終処分場のクリーンセンター滋賀の健全な運営が図られるよう、支援に努める。</p> <p>c) 災害廃棄物 市町の災害廃棄物処理計画の策定に対して助言を行うとともに、廃棄物を処理する事業者の団体との救援協定の締結等を推進する。</p>	<p>三の三の(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物は処理責任を有する事業者において適正に実施 産業廃棄物の適正な処理が確保されるよう、事業者、処理業者、処理施設に対する指導監督に努める <p>三の三の(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理基準に適合しない処理に対する迅速な命令等の対応や厳正な対処 不適正処理に対する監視活動の充実、関係機関や住民と連携した監視体制の構築を推進 電子マニフェストの普及拡大
<p>3. 産業廃棄物不法投棄等の撲滅に向けた取組</p>	<p>警察、市町等の関係機関をはじめ近隣府県市との連携を強化し、効果的な監視取締活動による未然防止対策の強化を図る。 早期発見・早期対応による問題解決を図るために、不法投棄等発生時に迅速な現地調査と行政指導を行うとともに、必要に応じて行政処分、告発等厳正な対応を行う。 地域住民等と協働による原状回復事業の実施や監視・通報体制の確立により、不法投棄をさせない地域づくりを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不適正処理に対する監視活動の充実、関係機関や住民と連携した監視体制の構築を推進 電子マニフェストの普及拡大
<p>4. 散在性ごみ対策</p>	<p>「環境美化の日」の活動をはじめとする県民運動を更に推進する。 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例の周知を図るとともに、市町における条例制定や不法投棄監視体制の強化を支援する。</p>	<p>三の四</p> <ul style="list-style-type: none"> 優良な産業廃棄物処理業者の育成
<p>第3 その他循環型社会の進展に資する取組</p>	<p>[率先行動] 県庁の環境マネジメントシステムを適切に運営し、自主的かつ積極的に環境保全の取組を行う。 県有施設建築物のストックマネジメントシステムの構築など、公共施設の長寿命化の検討を進める。</p> <p>[支援] 産業廃棄物の排出抑制や製造コストの削減などの企業における資源生産性を向上するために、専門家の派遣等の支援を行う。 持続可能な地域づくりに積極的に取り組む市町に対して支援する。</p> <p>[環境ビジネスの振興] 環境総合見本市である「びわ湖環境ビジネスメッセ」を開催し、資源循環ビジネスの振興を図る。</p>	<p>四 廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項</p> <p>四の1の(2)のロ</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の最終処分場については、排出量が経済情勢に左右されることや、新たな整備が困難な状況等を考慮し、H27年度において、要最終処分量の10年分程度の確保を目標とする <p>四の2</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物について、焼却処理ではごみ発電等の熱回収に積極的に取り組む し尿や生活雑排水の処理については、下水道等との適切な役割分担の下、浄化槽

	<p>[普及啓発]</p> <p>環境学習推進計画に基づき関連施策を体系的・総合的に進める。</p> <p>事業者が取り組みやすい環境マネジメントシステムの普及を図るため、普及促進を行うNPOなどの活動を支援する。</p> <p>市町や関係団体などに対し、農村地域の活性化、地球温暖化の防止、循環型社会の形成等に向け、農村地域に多く存在するバイオマスの利活用に関する普及啓発を進める。</p>	<p>の整備を連携して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理の広域的連携体制の構築 <p>四の3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物について、民間事業者による施設の整備を基本としつつ、公共関与による処理施設の整備を含め、必要な処理施設の整備を推進 <p>五 その他廃棄物の減量その他その適正処理に関し必要な事項</p> <p>五の2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境への負荷が少ない循環型社会を構築していくためには、広範な国民及び事業者の協力が不可欠であることから、3R等の知識の普及、意識の向上を図ることが重要。 <p>(マイバッグ・マイボトルなどの持参の呼び掛け等の広報活動等)</p>
<p>第5章 計画の推進</p>		
<p>第1 推進体制</p>	<p>本計画を推進する体制は次のとおり。</p> <p>本計画は、庁内の関係部局で構成される「滋賀県湖国環境保全推進会議」を推進母体とし、琵琶湖環境部循環社会推進課において連絡調整を図りながら推進することとする。</p> <p>なお、一般廃棄物の処理に関しては、市町、一部事務組合および県で構成する「滋賀県廃棄物処理適正管理協議会」において、情報交換等や連携を図ることにより、計画を推進することとする。</p> <p>また、計画の推進において、県民や事業者の積極的な協力は不可欠なことから、容器包装の削減を図る「買い物ごみ減量推進フォーラム」や、不法投棄の未然防止を図る「地域ごみ対策会議」など各種の組織と連携を図るとともに、その活動を支援することにより一層の推進を図ることとする。</p>	

第2 進行管理	<p>本計画の進行管理は次のとおり。</p> <p>廃棄物の排出および処理の状況や計画の目標の達成状況について、毎年度、公表する。 湖国環境保全推進会議を通じて庁内各課と連絡調整を行う。</p>	
(参考資料)	その他関連する統計情報等	